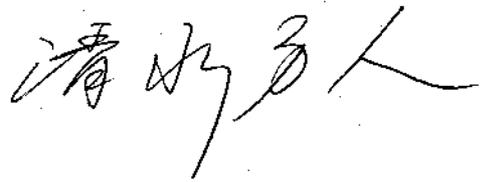


さいたま市内部統制の推進に関する規則の一部を改正する規則を
ここに公布する。

令和8年 3 月 16 日

さいたま市長

Handwritten signature in black ink, appearing to read '清水 勇人' (Shirohito).

さいたま市規則第6号

さいたま市内部統制の推進に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市内部統制の推進に関する規則（令和2年さいたま市規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表（第8条関係） <u>議会局総務部総務課長</u> [略] <u>建設局道路部道路総務課長</u> [略]	別表（第8条関係） <u>議会局総務部秘書総務課長</u> [略] <u>建設局土木部土木総務課長</u> [略]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。